

令和4年度「川崎市障害福祉従事者養成研修事業補助金」交付に係る募集要領

※ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の見通し、及び、感染防止の観点等から、本要領や補助金要綱の基づく取扱いに、今後変更が生じる可能性があることを御承知おさください。また、研修の計画については申込時点の計画とし、実施に当たっては感染防止策を講じるとともに、神奈川県、川崎市の指導や通知に御留意くださいますようお願いいたします。

※ 令和3年度から、行動援護及び同行援護従事者研修は、川崎市の総合研修センター（川崎市総合福祉センターふくふく内）で実施することとなったため、当該2研修は本補助金の対象外となっています。

I 事業の概要

1 目的

本市の障害児者支援の質の維持向上を図るため、「川崎市障害福祉従事者養成研修事業補助金交付要綱」第2条に基づき、障害福祉従事者及び従事予定者が必要な技能を習得するための研修を行う法人を募集するものです。

2 募集期間

令和4年5月17日（火）～令和4年5月31日（火）（必着）

3 補助の対象事業

次の研修事業を対象とします。

- (1) 川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱に基づく指定を受けた第4条第1項で定める移動支援事業等従事者養成研修（以下「移動支援事業従事者養成研修」という。）
- (2) 川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱に基づく指定を受けた第4条第1項第2号で定める生活サポート事業従事者養成研修及び同条第2項で定める家庭支援従事者養成研修（以下「生活サポート等従事者養成研修」という。）

4 募集内容

研修事業名	定員の上限	令和4年度実施回数
移動支援事業従事者養成研修	20人	5回
生活サポート等従事者養成研修	20人	1回

5 補助金の算定方法

補助金の単価、対象経費及び補助率

研修事業名	第1欄	第2欄	第3欄
	川崎市在住又は在勤の受講者一人当たりの額上限額	対象経費	補助率
移動支援事業従事者養成研修	16,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・旅費 ・講師等謝礼金 ・需用費（消耗品費、印刷製本費、） ・役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費） ・会場、設備使用料 ・事務用機器、OA機器借上料 ・その他事業の実施に要する経費 	10 / 10
生活サポート等従事者養成研修	15,000円		

※補助金は、実際の補助対象経費が上限額を下回った場合、実際の補助対象経費の額となります。

II 応募の手続き

複数の研修事業の応募は、I-4「募集内容」の表「定員の上限」及び「令和4年度の実施回数」を超えない範囲ですることができます。

1 申込資格

応募する法人は、次の各号を満たす必要があります。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）、若しくは政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第7条に基づく、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

2 提出書類

申込法人は次の(1)～(8)の書類について**原本及び写し**を提出してください。

また、**複数の研修事業を希望する場合、(1)、(3)及び(4)は研修事業ごとに作成してください。**

様式名		
(1)	川崎市障害福祉従事者養成研修補助金交付申込書	様式1
(2)	法人調書	様式1-1
(3)	事業計画書	様式1-2
(4)	事業に係る収支予算書 受講料は無料、テキスト代、交通費、飲食代は受講者の自己負担とする。	様式1-3
(5)	団体に関する申出書	様式2
(6)	定款、規約、会則等	様式自由
(7)	法人の令和2年度予算決算（見込）書及び令和3年度予算書	様式自由
(8)	チラシ、パンフレット等活動内容がわかる資料	様式自由

3 書類の提出方法

提出書類は原則として郵送としてください。提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担となります。また、提出期限後は、書類の差替え、変更又は追加は原則認めません。

4 スケジュール

(1)	募集期間	令和4年5月17日(火)～令和4年5月31日(火)
(2)	結果の通知	令和4年6月下旬から7月上旬頃

5 留意事項

- 指定が必要な研修事業につきましては、本事業の申し込みをする前に、指定を受けるために必要な準備書類、手続きに御留意ください。(補助金の交付後、指定が取れないこととなった場合は補助金の返還が生じる場合があります。)
- 本補助金の目的は、幅広く、移動支援等の従事者を養成することであるため、研修を実施する法人・事業所での雇用を条件として受講者を募集する研修は本補助金の対象となりません。ただし、雇用の案内等は妨げないため、結果的に雇用につながった場合等を除きます。

6 本事業に関する問合せ及び書類の提出先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 障害福祉係

電話:044-200-2653 FAX:044-200-3932

電子メール:4Osyogai@city.kawasaki.jp